

平成23年度田川地区水道企業団水道用水供給事業  
決算審査意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、平成23年度田川地区水道企業団水道用水供給事業の決算について審査したので、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

平成23年度田川地区水道企業団水道用水供給事業

2 審査の方法

審査に付された決算書及び関係帳簿、伝票並びに証書類等の照合、点検を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、審査を行った。

3 審査の要領と着眼点

地方公営企業法に基づく各種書類が適正に作成されているかを把握するとともに、経費の効果的運用が図られているか、また、事務处理的な問題として、①支出科目の誤り、②添付書類の整備、③支出の使途が明瞭に記載されているか、④日付等の漏れと正確性、⑤金額の計数に過誤がないかについて審査を行った。

4 審査の結果及び意見

決算書及び附属書類は、いずれも地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であり、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

水道用水の供給面では、本年度も大きな事故、災害の発生もなく安定した用水供給事業が行われている。

用水供給に係る費用では、経営コストの削減に努めていることは認められるものの、近年、施設の保守管理経費が増加しており、今後の施設の経年化に伴い、補修費や更新費の増加傾向は一層顕著になるものと考えられることから、既存経費の削減に引き続き努力願いたい。

決算の状況では、平成13年度の供給開始以来、資金ベースの料金設定に起因し発生する営業損失を暫定分水に係る県補助金で補っても、なお各年度の損失を生じさせてきた結果、平成22年度末の累積欠損金は6億6千2百万円にも達したが、一転して本年度の決算では、県の補助金が増額されたことから初めて単年度純利益が発生した。この県補助金の増額は、ダム完成まで継続されることになっており、経営収支については好転が見込めるため、今後一層の累積欠損金の解消を期待する。

最重要課題である伊良原ダム建設事業については、平成29年度末の完成に向けてダム本体工事の一刻も早い着手が必要であり、その前提となる水利権の取得など諸問題の解決に積極的な取組を切望する。

5 資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされている。また、資金不足比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないとされている。

当企業団では、平成23年度決算における資金不足比率の審査を行った結果、資金不足は発生していないことを確認した。

平成24年9月25日

田川地区水道企業団

企業長 伊藤 信勝 殿

監査委員 豊田 紀正



監査委員 渡邊 文敏

